岩国市観光クーポン券発行事業運営業務委託仕様書

**１　業務名**

　 岩国市観光クーポン券発行事業運営業務

**２　業務の目的**

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けている市内の観光需要を喚起

するため、市内のホテルや旅館等に宿泊する者に対し、土産物店や飲食店等で利用できる「岩国市観光クーポン券発行事業」の実施を目的とする。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、事業を変更、休止、又は中止する場合がある。

**３　業務委託期間**

契約締結日から令和５年１月31日（火）まで（予定）

**４　業務仕様**

**⑴　岩国市観光クーポン券の発行券種・給付額・発行枚数**

ア　岩国市内の観光クーポン券利用可能施設として登録する土産物店や飲食店等（国のGoToトラベル事業や山口県の県民割（旅々やまぐち割）を参考にすること。）（以下「取扱店舗」という。）で利用できる観光クーポン券を発行する。

イ　一人１泊あたりの宿泊費（税込）が、4,000円以上の市内の登録宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）において宿泊する旅行者（居住地制限なし。）に、一人１回の宿泊につき観光クーポン券２枚(2,000円分)を配付する。

　※観光クーポン券額面1,000円、1種類

※連泊の場合は、「1回」の配付とする。

　　ウ　10万枚（宿泊者数５万人）

**⑵　岩国市観光クーポン券の配付期間・配付方法**

ア　令和４年９月１日（木）から令和４年12月2日（金）まで

※発行した全てのクーポン券の配付が完了した時点で終了とする。

イ　宿泊施設にてチェックイン時に提出された申請書（兼誓約書）等を確認の後、手交する。

**⑶　岩国市観光クーポン券の利用有効期限**

アチェックイン日からチェックアウト日までとする。

イ　期限内に使用しなかったものは、権利放棄扱いとする。

　　※令和４年12月2日（金）以前のチェックイン日で、12月４日（日）までをチェックアウト日とする場合は、当該チェックアウト日までを有効期限とする。

**⑷　問い合わせ先等の対応**

ア　利用者に対する対応窓口を設置し、適切に対応すること。

イ　宿泊施設、取扱店舗等に対する対応窓口を設置し、相談等に適切に対応すること。

ウ　取扱いマニュアル及び「よくある質問と回答（FAQ）」を利用者、宿泊施設及び取扱店舗用に作成・配布し、必要に応じて説明を行うこと。

**⑸ 確認・実績報告**

観光クーポン券が適正に処理・使用されているか、適宜、宿泊施設や取扱店舗に確認・調整の上、進捗状況・実績を報告すること。

**⑹　各種広報媒体による利用促進**

ア　宿泊施設や取扱店舗について、効果的なPRを行うこと

　　※様々な媒体を活用して、利用促進につながる内容を企画・実施すること。

イ　特設サイト（岩国市観光協会ＨＰ）開設にあたり、事業概要、利用方法、宿泊施設、取扱店舗等の紹介等、利用に必要な情報を掲載するよう調整すること

　　※利用者視点に立ち、消費喚起を促進できる掲載内容とすること。

**５　留意事項**

ア　この事業に参画する事業者は、業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。

イ　この事業に参画する事業者は、業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守している旨を店頭など旅行者から見えやすい場所又はWEBサイトにおいて公表すること。

ウ　岩国市が行う新型コロナウイルス感染症対策関連事業と緊密な連携を取ること。

エ　上記の他、業務を集中的かつ効果的に行うため、観光関係団体と緊密に連携を取ること。

オ　業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止等個人情報の適切な管理をすること。

**６　状況報告、業務完了報告**

**⑴　月次報告**

次に掲げる各月の状況について、月次報告書を翌月末までに提出すること。

ア　観光クーポン券配分（予定・実績）、配付（実績）数：宿泊施設毎

観光クーポン券利用実績：取扱店舗の地域・業種別など

イ　その他必要と認める事項

**⑵　実績報告**

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和５年１月31日（火）のいずれかの早い日までに、事業実績報告書を提出すること。

〇　委託業務の実施内容、成果

〇　委託業務収支決算（計算）書、支出の費目別内訳

**７　委託対象経**費

「４　業務仕様」の業務に係る経費とする。

※　委託事業に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

**８　委託料の支払い**

委託料については、四半期ごとに受託者の請求に基づき、概算払いにより支払うものとする。

**９　委託料上限額**

受託事業者経費　18,300千円（税込）

**10　留意点**

　ア　仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。

イ　成果物の著作権は岩国市観光クーポン券発行事業推進協議会に帰属するものとする。

ウ　個人情報の取扱いを適正に行うこと。

　エ　岩国市観光クーポン券発行事業推進協議会の指示に応じて実施状況を報告すること。

　オ　事業を第三者に委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び

責任者を明記し、予め岩国市観光クーポン券発行事業推進協議会の承認を得た場

合はこの限りでない。

カ　その他、事業実施過程において契約内容に疑義が生じた場合は、岩国市観光クーポン券発行事業推進協議会と受託業者の間で協議し、決定するものとする。

**11　納入する成果品等**

提出方法は、紙及び電子データ（CD-ROM等）とする。

　　　・収支報告書

　　　・業務実績書（クーポン券配付実績、広報実績等）

　　　・製作物データ

　　　・その他、岩国市観光クーポン券発行事業推進協議会が必要と認める項目

**12　その他**

本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。